

戸籍などの郵送請求のしかた

戸籍などは、郵送で請求することができます。下記記載の必要なものを用意してください。

■必要なもの(本人が請求する場合)

- ①戸籍郵送請求書・・・請求の内容を書面にて明らかにしてください。(便せんなどで構いません)
- ②返信用封筒・・・・あて先を必ずご記載ください。返信先は請求者の住所と同一のものとしします。
- ③返信用切手・・・・請求内容によっては、郵便料金が額を上回る場合があります。その場合、超過重量に応じて受取人払いになります。
- ④手数料・・・・郵便局の定額小為替をご利用ください。

全部事項証明(戸籍謄本) 個人事項証明(戸籍抄本)	1通 450円
除籍全部事項証明(除籍謄本) 除籍個人事項証明(除籍抄本) 改正原戸籍	1通 750円
身分証明書・戸籍の附票	1通 300円

- ⑤本人確認資料の写し・・・住所、氏名、生年月日の三点全てが確認できるものです。

1つ提示でよいもの		運転免許証、マイナンバーカードなど官公署が発行し本人の顔写真が貼布された免許証または許可証のコピー
2つ提示が必要なもの	(A)	健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険被保険者証、請求書に押印した印鑑の印鑑登録証明書
2つ提示が必要なもの	(B)	社員証、学生証、官公署が発行した資格証明書で本人の顔写真が貼布されているもの

※2つ提示が必要なものについては(A)から2つ、または(A)と(B)から1つずつをご用意ください。

■請求できる方

・ご本人または配偶者、直系尊属(父母、祖父母)、直系卑属(子、孫)

※「身分証明書」はご本人のみ請求可能

・上記以外の方で正当な理由がある方(第三者による請求)

※詳細は法務省ホームページ

・「戸籍のABC」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00032.html

・「戸籍法の改正」 <https://www.moj.go.jp/MINJI/minhi150.html>

戸籍を請求する正当な理由とは

- ①自己の権利を主張し、または自己の義務を履行するために証明を必要とする場合
(例)亡くなった兄弟姉妹の相続人となったかたが、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合など
- ②国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
(例)乙の兄の甲が、死亡した乙の遺産についての遺産分割調停の申し立てを家庭裁判所に提出する必要がある場合など
- ③上記以外に戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合
(例)成年後見人であった者が、死亡した成年後見人の遺品を相続人へ渡すため成年後見人の戸籍謄本を請求する場合など

■請求先

〒100-1701

東京都青ヶ島村無番地

青ヶ島村役場 総務課 住民戸籍担当 あて

[お問い合わせ]

青ヶ島村役場 総務課 住民戸籍担当 tel 04996-9-0111 fax 04996-9-0001